

議案第 35 号

由布市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議について

由布市の公の施設を日出町の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
由布市立図書館	由布市挾間町挾間 1 0 4 番地 1
由布市立図書館庄内分館	由布市庄内町大龍 1 4 0 0 番地
由布市立図書館湯布院分館	由布市湯布院町川上 3 7 3 8 番地 1

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、由布市の負担とする。

理 由

由布市の公の施設の一部を日出町の住民が利用することについて、協議した

いので提出する。